

向日市民平和と人権のつどい

8月9日(土) 午後1時～4時40分
(午後0時30分開場)
市民会館ホール

- 平和書道展 入選者表彰式
- 映画「アオギリにたくして」(120分)



- 講演「広島語り部による被爆体験講話」(60分)
 - 整理券(無料)／7月15日(火)から市民参画課(市役所本館2階)、市民会館、図書館、地区公民館、各コミセンなどの市内公共施設で配布。
 - 一時保育／満1歳以上、就学前までの幼児(定員10人。要予約、7月31日(木)までに電話で、市民参画課にお申込みください)
- ※手話通訳・要約筆記があります。

☎市民参画課(内線250)

同時開催 市民会館ホワイエで 平和書道展

入賞作品を市民会館ホワイエで展示します。

「平和書道展」は、次代を担う小学生が平和を題材とした書道作品の制作を通し、あらためて平和について考える機会となること、また、作品の展示を通し、多くの市民の平和意識高揚を図ることを目的に開催します。



平和パネル展

今年は「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」を展示します。また平和市長会議から提供いただいたポスターも展示します。

パネルを通し来場者の方に知っていただくことで、平和とは何かについて、思いをめぐらせていただく機会となるよう開催します。

考えよう「人権」

⑥障がいのある人と人権

「障害者基本法」は、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある人の社会への完全参加と平等の実現を目標にしています。障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が区別されことなく普通の生活を送るノーマライゼーションの実現、障がいのある人たちの自立と社会参加への支援が求められているのです。

これまでからもこうした理念、目的を具体化していくための施策が推進されてきました。例えば、交通機関や公共施設では、エレベーター、スロープ、多機能トイレを設けるなどのバリアフリー化が進んできました。また、障がいのある人の自立と社会参加を促進するうえで重要課題である雇用・就労の分野では、「障害者雇用促進法」で企業の雇用率を定め、就職数が増加してきました。

しかし、障がいがあることを理由にした区別や制限があるなど、差別が完全に解消されたとは言えません。今年1月に批准した「障害者権利条約」と連動して、障害者基本法の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、「障害者差別解消法」が昨年6月に公布され、平成28年4月に施行されます。この法律は、共生社会の実現、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図ることを目的としています。

このような法整備に対応して、社会を構成する全ての人々が障がいのある人に対して十分な理解をし、配慮していく必要があります。例えば、何か困っているなど感じたら、丁寧な言葉かけをし、思いやりの心を持って接することが大切です。ここで、「他の人の大切さを認める」という人権感覚が問われます。

☎市民参画課(内線276)

見頃を迎えます 市民の花「ひまわり」

市民の花「ひまわり」を見に行こう

地域の農家組合に委託し、約3,000本の市民の花「ひまわり」を栽培しています。7月15日頃の開花を見込んでおり、約1週間程度が見頃となります。▲西ノ岡中学校西



☎産業振興課(内線844)



ひまわり写生コンテスト

ひまわりを描いてご応募ください。幼児、小・中学生が対象です。

- 申込み／7月22日(火)から向日市商店会加盟店で、申込用紙と写生用の画用紙をお渡しします。写生後、申込用紙に必要事項を書いて、8月3日(日)までに向日市商店会加盟店にご提出ください。
- 賞／特選7作品、入選10作品
- 主催／向日市商店会

☎向日市商工会館 ☎921 - 2732、FAX934 - 2665

向日市とひまわり

ふりそそぐ夏の太陽の下で、生命力が豊かで健康的な大輪の花を咲かせるひまわりは、昭和52年、市民憲章とともに、市民の花と定められました。「夏のきらめく太陽のもとにすくすくと育つ花で、伸びゆく向日市を象徴する」ことなどが理由です。また、ひまわりをモチーフにした市の紋章やマスコットキャラクターの「ひまわり娘」、地域の発展に貢献された方に贈る「向日市ひまわり栄誉賞」など、向日市のシンボルとなっています。



▲市の紋章

8月の天体観望会「惑星と夏の大三角」

- 日時／8月9日(土) 午後7時～9時(雨天・曇天時は、プラネタリウム室での星空解説のみ)
- 場所／天文館
- 申込み／7月30日(水)までに、天文館にある申込書に必要事項を記入の上、郵便はがきを添えて受付へ。往復はがきでも申込み可(7月30日必着)。中学生以下の方は保護者同伴。1枚で5人まで記入可。定員(40人)を超えたときは抽選。

↓往信用(表) ↓返信用(裏)・・・何も書かないでください

617-0005	向日市向日町1-82	観望希望日(8月9日)
向日市天文館	向日市向日町1-82	代表者住所氏名
向日市天文館	向日市向日町1-82	代表者電話番号
向日市天文館	向日市向日町1-82	全参加者氏名・年齢(※5人まで)
向日市天文館	向日市向日町1-82	

↑返信用(表) ↑返信用(裏)

☎天文館 ☎935 - 3800、FAX935 - 4380

夏の交通事故防止府民運動 7/21(祝)～8/20(水)

「さわやかな マナーが似合う 古都の道」

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全な利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時・夜間の歩行中の交通事故防止(反射材用品等の着用の促進)

☎防災安全課(内線232)

向日町競輪場の「朝市」

「むこう愛菜市」出店の農家が、栽培した新鮮な野菜などを直売します。売り切れ次第終了。

- 日時／7月27日(日) 午前10時～
- 場所／向日町競輪場内 第1投票所前
- 主催／向日町競輪場
- 協力／向日市

※「むこう愛菜市」に出店していただける向日市の農家の方を募集しています。詳しくは、産業振興課 農政係へお問い合わせください。



☎産業振興課(内線844)

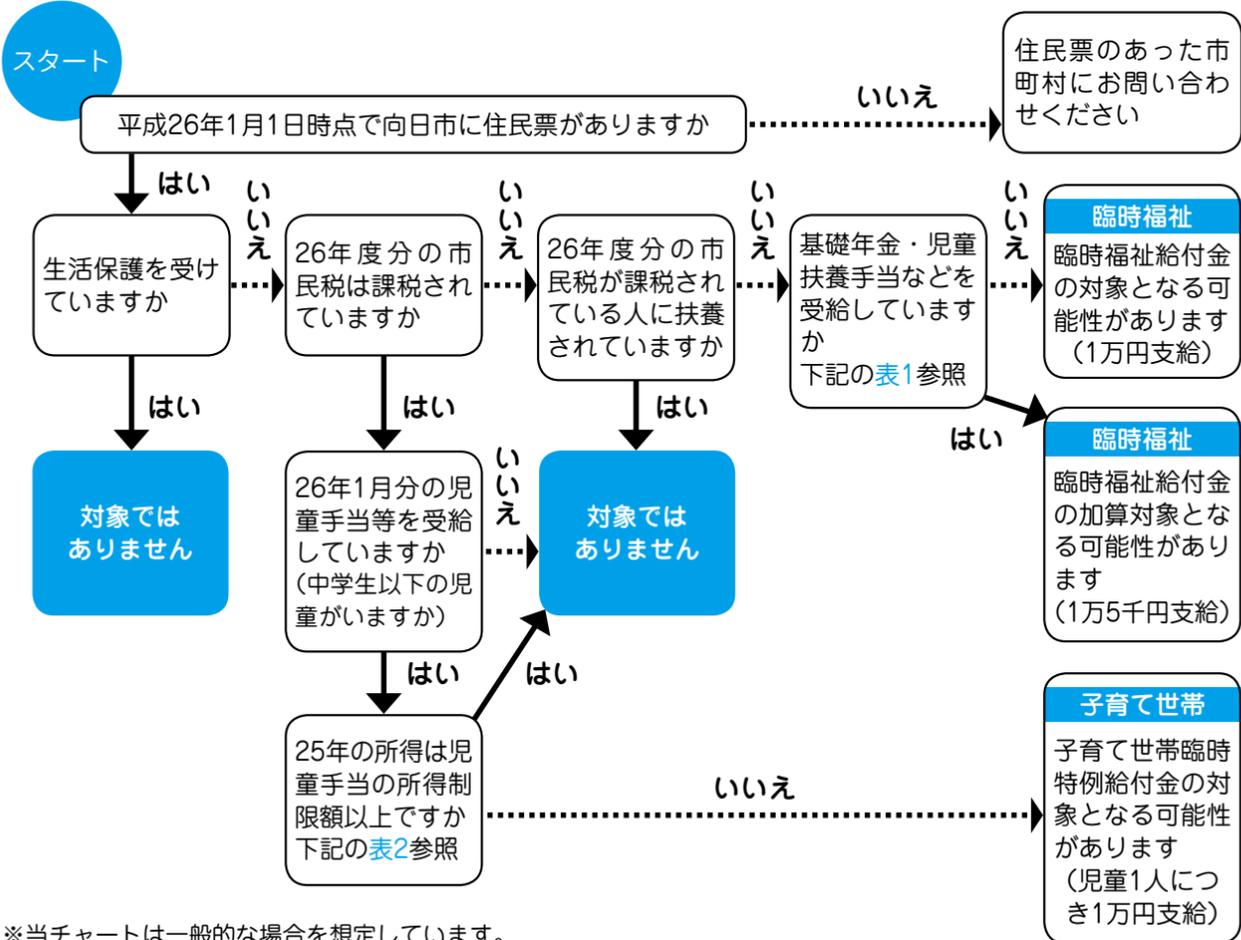
福祉

2つの臨時給付金 受付開始

子育て世帯

平成26年4月からの消費税率改定に伴い、所得の少ない方への負担を軽減するための「臨時福祉給付金」と、子育て世帯の家計への負担を減らし消費の下支えをはかるための「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。下記の診断チャートをご確認の上、支給の可能性がある方は、申請してください。

2つの給付金の支給対象者診断チャート



※当チャートは一般的な場合を想定しています。

【厚生労働省からのお知らせ】

臨時福祉給付金に関する国の最新情報については、厚生労働省のホームページ「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」をご確認ください。

■専用相談ダイヤル■

臨時福祉給付金に関する一般的なお問い合わせについては、厚生労働省が設置した以下の相談窓口をご利用ください。

- 相談日時/午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日を含む)
- ☎0570 - 037 - 192



【臨時給付金】を装った詐欺などにご注意ください

- 市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。



臨時福祉給付金

- 支給対象者/基準日(平成26年1月1日)時点で向日市の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない方が対象です。
※ただし、市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 支給額/支給対象者1人につき1万円(1回限り)。支給対象者の中で下記表1に該当する方は5千円を加算(※複数に該当する場合も加算額は5千円)

表1 加算対象者

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者(※1)
- 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など(※2)
- ※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
- ※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

- 申請方法/申請書に必要事項を記入、押印のうえ、運転免許証や健康保険証などの「本人確認書類」と金融機関名、支店名、口座番号、預金種目、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードのコピーを添えて、郵送または持参
- 申請期間/7月15日(火)～平成27年1月15日(木)まで
- 申請場所
 - 7月15日(火)～9月19日(金)までは第1会議室
 - 9月22日(月)以降は地域福祉課(別館2階)
 - いずれも午前8時30分～午後5時まで(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始は除く)
- 申請書の配布/平成26年度市民税(均等割)が課税されていない世帯(生活保護の被保護世帯を除く)には、7月15日までに「平成26年度市民税の課税状況に関するお知らせ」に申請書類を同封して送付しています。
※上記の世帯以外で給付金の対象になると思われる方は、申請書を配布しますので、お問い合わせください。

☎向日市臨時福祉給付金事業実施本部 ☎934 - 2477、934 - 2499

子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象者/基準日(平成26年1月1日)時点で平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者で、平成26年度所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象です。
※ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護制度の被保護者などは対象外です。2月分以降から出生・受給者変更等で児童手当を受給された方も対象外となります。
- 支給額/対象児童1人につき1万円(1回限り)
- 申請方法/申請書に必要事項を記入、押印、必要書類を貼付のうえ、郵送または持参
- 申請期間/7月15日(火)～平成27年1月15日(木)まで
- 申請場所/子育て支援課(別館2階)
午前8時30分～午後5時まで(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始は除く)

- 申請書の配布/平成26年1月分の児童手当を向日市から受給されていた方に送付します。ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護制度の被保護者などには送付しませんのでご注意ください。



表2 児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)

区分(扶養親族等の数)	限度額の目安
子1人(1人)	875万6千円
夫婦と子1人(2人)	917万8千円
夫婦と子2人(3人)	960万円

☎子育て支援課(内線349)

後期高齢者医療 被保険者の方へ

平成26年度の後期高齢者医療保険料

7月中旬に、全ての被保険者の方に保険料の決定通知書と納付書(納付書で納付の方)をお送りします。特別徴収(年金からのお支払い)の方は引き続き2か月ごとに年金から、また、普通徴収(口座振替や納付書)の方は7月から毎月、保険料の支払いが始まります。保険料は制度を支える大切な財源です。期日内納付にご協力をお願いします。

■保険料率について■

後期高齢者医療の保険料率は、次のとおりです。

後期高齢者医療保険料 (賦課限度額 57万円)	=	均等割額 (被保険者1人あたり) 47,480円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除額(33万円)) ×9.17%
----------------------------	---	--------------------------------	---	--

■所得が低い方の軽減措置について■

○均等割額の軽減/所得が低い方は、世帯の所得に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)	8.5割
8.5割軽減の対象となる世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得額がない)である世帯の方	9割
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数	5割
基礎控除額(33万円)+45万円×被保険者数	2割

※年金収入につき、公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金などにかかる所得金額から15万円が控除されます。

※専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※基礎控除額などの数字は税制改正などで改正されることがあります。

○所得割額の軽減/所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の額が58万円以下の方について、所得割額が5割軽減されます。

○被扶養者であった方の軽減措置/制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ・共済組合の被扶養者であった方は、当分の間所得割はかからず均等割額が9割軽減されます(国民健康保険や国民健康保険組合に加入していた方は該当しません)。

■保険料のコンビニ納付について■

従来の市会計課窓口と金融機関に加え、全国のコンビニエンスストアでも保険料を納めていただけるようになりました。利用可能なコンビニエンスストアの営業時間中は、土・日曜日、祝日、振替休日など関係なくいつでも納付ができますので、ぜひご利用ください。

後期高齢者医療被保険者証を更新します

後期高齢者医療の被保険者の方に、新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。新しい後期高齢者医療被保険者証の色は紫です。古い被保険者証(緑色)は、新しい被保険者証を送付する際に同封する封筒でご返送ください。

■負担割合の判定基準■

医療機関での窓口負担割合の判定は、同一世帯内の被保険者の住民税課税所得で判定されます。

住民税課税所得の額	窓口負担割合
課税所得額145万円以上	3割(現役並み所得者)
課税所得額145万円未満	1割(一般)

負担割合が3割の方で、平成25年中の収入額が次の条件にあてはまる場合、申請により窓口負担割合が1割となります。

被保険者の人数	基準収入額
世帯内の被保険者が1人の場合	383万円未満
○世帯内の被保険者が2人以上の場合 ○世帯内の被保険者が1人で同一世帯内に70歳以上74歳以下の方がいる場合	520万円未満

●申込み/7月31日(木)までに、次の「申請時に必要なもの」を添えて、医療保険課へ申請してください。申請が遅れると申請した月の翌月からの変更となります。

●申請時に必要なもの

- 収入額が確認できる書類(確定申告書の写し、収入が給与・公的年金などの場合は源泉徴収票)
- 印鑑
- 後期高齢者医療被保険者証
- 本人以外の方が申請する場合は、委任状、申請者本人が確認できる書類と申請者の印鑑

■限度額適用・標準負担額減額認定証について■

現在有効期限が7月31日までの認定証をお持ちの方には、新しい認定証を被保険者証に同封してご自宅へお送りします。

☎医療保険課 福祉医療係 後期高齢者医療担当(内線335、359)

平成26年 経済センサス-基礎調査 商業統計調査

調査票の提出、ありがとうございます。

ビルくんといっしょ



まだお済みでない方は、お早めの提出をお願いします。

調査の結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。

総務省・経済産業省・京都府・向日市

☎総務課(内線289)

都市計画変更原案の公聴会 都市計画道路桂馬場線 意見公述できます

向日市まちづくり条例第21条の規定に基づき、都市計画の案を作成するため、次のとおり公聴会を開催します。

●日時/7月25日(金)午後2時~4時

●場所/市民会館

●内容/京都都市計画道路 桂馬場線の変更に ついて

●対象/向日市民または利害関係者

※この公聴会で意見を述べることを希望される方は、7月18日(金)午後5時までに、直接または郵送で、住所、氏名、要旨を記載した公述申出書を向日市長宛て(〒617-8665 都市計画課)に提出してください。

※公述申出がない場合は、公聴会は開催されません。

☎都市計画課(内線293)

3種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風)の予防接種を受け終えていない方へ

今後、3種混合ワクチンは製造を順次中止していく連絡がありました。

7歳6か月未満の方で3種混合の予防接種が4回(初回接種3回と追加接種1回)終了していない方は予診票を持って早めに接種しましょう。

3種混合ワクチンの供給がなくなった場合、4種混合(ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風)ワクチンに切り替えて接種することになりますが、規定されているポリオの接種回数を超えて接種することはできません。ご不明な点は健康推進課までお問い合わせください。

☎健康推進課(内線333、338)

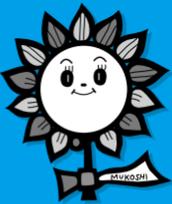
公園遊具にご注意ください!

夏場の遊具は高温になります。熱くなった遊具のご利用はご注意ください。



☎公園住宅課(内線267)

くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育のサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
- 向日市役所へのファクスはFAX922-6587、郵便物は「〒617-8665 向日市役所」、電子メールはinfo@city.muko.lg.jpにお送りください。
- ※ファクス、郵便物、電子メールには、市役所のどこの課(担当課名)宛てかをお書きください。
- 参加費などの記載がないものは、無料でご参加いただけます。
- ☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

■ スポーツ

トレーニング講習会

トレーニング室を利用するための講習会です。申込み時に、登録料(1,000円)と顔写真(3cm×2.5cm)が必要です。



- 日時
 - 8月5日(火) 午後1時30分～2時30分
 - 8月13日(水) 午後7時～8時
 - 8月22日(金) 午前10時～11時
 - 8月30日(土) 午後1時30分～2時30分
- 場所/市民体育館
- 対象/18歳以上の方各日5人(30日のみ15人)
- 服装・持ち物/動ける服装、上靴
- 申込み/7月25日(金) 午前10時から直接、市民体育館へ。定員になり次第締め切り。

□ トレーニングアドバイスタイム □

すでにトレーニング室登録証をお持ちの方に、トレーニングの方法や、器具の使い方などをアドバイスします。

- 日時
 - 8月5日(火) 午後2時30分～3時30分
 - 8月22日(金) 午前11時～正午
 - 8月30日(土) 午後2時30分～3時30分
- 場所/市民体育館
- 対象/市民体育館のトレーニング室登録証をお持ちの方
- 服装・持ち物/動ける服装、上靴、登録証、トレーニング室使用料(300円)
- ☎公益財団法人 向日市スポーツ文化協会(市民体育館内) ☎932-5011、FAX934-1657

■ 福祉

障がい児療育事業 (ミュージック・ケア)

リズムに合わせて、大人も子どもも体を動かして楽しみましょう。



- 日時/8月9日(土)、12月20日(土)、いずれも午前10時30分～11時45分
- 場所/福祉会館
- 講師/NPO法人 こらぼねっと京都
- 定員/障がい児とその家族20組
- 申込み/7月15日(火)～31日(木)に電話またはファクスで、向日市社会福祉協議会 障がい者地域生活支援センター (☎932-1990、FAX933-4425、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)へ。

聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者のためのいきいきサロン

- 日時/8月7日(木) 午後1時30分～3時30分
- 場所/福祉会館
- 内容/お楽しみ会(手品、ゲームなど)
- 対象/聴覚障がい者(手帳なしでも参加可)
- 申込み/7月31日(木)までに、電話またはファクス、電子メールで、向日市社会福祉協議会 障がい者地域生活支援センター (☎932-1990、FAX933-4425、電子メールchiiki-seikatsu@muko-shakyo.or.jp、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)へ。手話通訳・要約筆記あり。

■ そのほかの催し

2014京都府警察オープンキャンパス inサマー

- 日時/7月25日(金) 正午～午後5時45分
- 場所/京都府警察学校
- 内容/業務説明会、訓練見学、鑑識体験
- 対象/15～30歳未満(中学生を除く)の方
- 申込み/電話で、京都府警察本部 警務課採用係 (☎0120-555-314、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時45分)へ。定員(120人)になり次第締め切り。

裁判を傍聴してみませんか

弁護士が解説する裁判傍聴に参加しませんか。訴訟手続きの解説もあります。

- 日時/8月28日(木)、9月18日(木)、10月16日(木)、いずれも午後0時30分～4時
- 場所/京都弁護士会館
- 申込み/各実施日の2週間前必着。往復はがきまたはファクスで、京都弁護士会(〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会 法教育委員会 裁判傍聴係、☎231-2337、FAX223-1804)へ。定員(各日とも16人)を超えたときは抽選。

※原則として刑事裁判の傍聴を予定していますが、実施日に刑事裁判が無い場合は民事裁判を傍聴します。



サービス情報

■ 作品募集

明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集

児童、生徒、市民の皆様から、明るい選挙を推進するポスターと標語を募集します。



■ ポスター ■

使用する標語は「明るい選挙」に限らず、自由にお考えください。

- ポスターで使用する色彩/自由
- 大きさ/画用紙の4つ切り(542mm×382mm)か8つ切り(382mm×271mm)、またはそれに準ずる大きさ

■ 標語 ■

おおむね20文字以内でご応募ください。

□ いずれも □

- 対象/京都府内の小・中学校、高校に通う児童・生徒または京都府内在住の方
- 締切/9月12日(金)までに、向日市選挙管理委員会へ。

※応募は1人1点に限ります。児童・生徒は通学する学校を通じて提出してください。募集要領など詳しくは、京都府選挙管理委員会ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/senkyo/>)をご覧ください。

☎向日市選挙管理委員会(内線294)

■ 環境

廃食油回収活動への支援を行います

廃食油を回収する団体や個人に対し、回収に必要な物品の貸し出しや情報提供などをします。

●対象

- 向日市内にある町内会、PTA、子ども会、青年会、老人会、婦人会などの市民団体や営利を目的としない公共的団体
- 向日市在住で、営利を目的としない活動を行おうとする個人

●支援の条件

市内から排出される廃食油の再生利用について、支援を受けた後、3年以上にわたり月1回以上の活動ができること。

●支援の内容

- 回収用ポリタンクやのぼり旗の貸与
- 活動を周知するためのチラシの作製
- 再生業者の紹介など、活動に有用な情報の提供

☎環境政策課(内線234)



▲回収用ポリタンク、のぼり旗

人材募集

平成26年度 第2回京都府警察官採用試験

- 申込み受付期間
 - インターネット受付 8月6日(水)まで
 - 郵送受付 8月13日(水)まで
 - 1次試験日/9月21日(日)
 - 採用予定日/平成27年4月1日
- ※詳しくは、向日町警察署にお問い合わせください。
 〇向日町警察署 ☎921 - 0110



福祉

ボランティア体験プログラム 参加者募集

- 向日市内の福祉施設で、1～3日間以内のボランティア体験を受け付けます。体験後、感想文を提出いただき、修了証を発行します。参加希望の方は向日市社会福祉協議会ボランティアセンターにお問い合わせください。
- 対象/向日市在住・在勤・在学(高校生以上)の方
 - 体験先/向日市内の保育所・障がい者施設・高齢者施設
 - ※体験前に事前の施設訪問が必要です。
 - 参加費/無料(ただし、昼食費、交通費、ボランティア保険代などは各自負担)
 - 〇向日市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎932 - 1961、FAX933 - 4425



そのほかのお知らせ

女性リーダー研修の参加者募集

- 男女共同参画社会をめざして学習し、社会全般にわたる視野を広げることにより、地域社会の諸問題に取り組む女性リーダーを養成します。
- また、各地の女性団体との交流を通じ、女性のネットワークづくりを進めます。
- 日程/10月17日(金)～18日(土)
 - 場所/北海道札幌市
 - 研修内容/「日本女性会議(男女共同参画)2014札幌」への参加
 - ※研修終了後、レポートを提出していただきます。
 - 応募資格/向日市在住の20歳以上の女性で、次の各項目に該当する方2人
 - ①「この研修の参加体験を生かし、ジェンダー問題解決の視点で、地域社会の諸問題に積極的に取り組む意欲のある方
 - ②研修期間を通じ健康に不安のない方
 - ※定員を超えた場合は、これまでの女性リーダー派遣研修の参加者を除きます。
 - 費用/参加費用と交通費の半額を市が負担します(宿泊費、食費などその他費用については各自負担)。
 - 申込み/8月4日(月)までに、申込書と補助金申請書に必要事項を記入の上、応募者本人が直接、市民参画課(内線250)へ。参加決定次第、文書で通知します。申込書などは市民参画課で配布します。

平和学習ビデオの貸し出しをしています

- 市は、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを知り、平和学習に役立てていただくため、無料でビデオテープ・DVDの貸し出しをしています。
- 貸し出し期間/7日以内(1人2本)
 - ビデオテープ・DVD名
 - 「広島に一番電車が走った」
 - 「美しい地球をよごさないで」
 - 「猫は生きている」
 - 「夏服の少女たち」
 - 「はだしのゲン」 など全47本
 - 〇市民参画課(内線369)

ため池や水路での水難事故を防止しましょう

市内には、多くの農業用ため池や用水路があり、主にコメを作るための用水源として利用しています。

コメ栽培期間中の5～9月にかけて、農業用水路は満水状態になることも多いので、子どもにとっては危険な場所となります。

事故を防ぐため、お子さんがため池や農業用水路で遊ばないように、注意をお願いします。

ため池での魚釣りは禁止されています

- 近年、ため池で魚釣りをしている人が多く見受けられます。ため池は、主にコメを作るための農業用水を蓄えており、地域の農家が維持管理されています。
- ここでの魚釣りは、堤体が傷むだけでなく、釣り糸が捨てられていることで、草刈をするとき、その釣り糸が草刈機に絡まり、故障の原因となります。
- また、魚釣り禁止の看板のあるため池で、大人が魚釣りをしている状況は、子どもの教育上好ましくありません。
- ため池での魚釣り禁止にご理解、ご協力をお願いします。
- 〇産業振興課 農政係(内線844)



マリレジャーを安全に楽しむために

- 舞鶴海上保安部からのお願い
- マリレジャーシーズンに入り、海へ遊びに行く機会も増えてきます。自然に触れ、楽しむことはとても楽しいものですが、その一方で水の事故も後を絶たず、全国的に7～9月にかけて、マリレジャー中に尊い命が失われる事故が多く発生しています。
- 水の事故を防ぐため、疲れているときや飲酒したときは、絶対に海に入らないでください。
- また、保護者の方は小さなお子さんからは目を離さないようにしてください。
- プレジャーボートなどで遊ぶときは、ライフジャケットの着用と、防水パックに入れた携帯電話を携行し、連絡体制の確保を心掛けましょう。そして、事故が発生したときや目撃したときは、迷わず、素早く118番へ。
- 〇舞鶴海上保安部 ☎0773 - 76 - 4120



ダメです、絶対に「脱法ドラッグ」

最近、「合法ハーブ」や「合法アロマ」などと称して販売されている薬物(いわゆる脱法ドラッグ)を吸引し、意識障害や嘔吐、けいれん、錯乱などを引き起こし、救急搬送されたり、死亡したりする事件・事故が全国で相次いで発生しています。

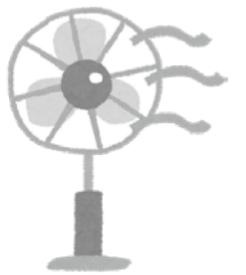
また、脱法ドラッグを吸引して車などを運転し、交通事故を引き起こす事件・犯罪なども全国各地で発生しており、脱法ドラッグの乱用は大きな社会問題になっています。絶対手を出さないようご注意ください。

個人の所持・使用も違法です

- 薬事法が改正され、平成26年4月1日から、法で規定される「指定薬物」と「指定薬物が含まれる違法(脱法)ドラッグ」が覚せい剤と同様に、製造・販売だけでなく、個人の所持・使用についても「違法」となり、処罰の対象になりました。
- 「合法」などとうたっている、覚せい剤などに似た非常に危険な物質が含まれていますので、決してだまされしないでください。
 - 脱法ドラッグは、たった一度の使用でも危険です。またゲートウェイドラッグ(薬物乱用の入り口となる薬物)として、大麻や覚せい剤などの薬物乱用にもつながりかねません。
 - 脱法ドラッグは「買わない」「使わない」「かかわらない」ようにしましょう。
 - 〇防災安全課(内線235)

電気製品の利用にはご注意ください

- 扇風機をご使用の皆様へ
- 使用前の愛情点検で快適な夏を
- 長年お使いの扇風機は、使用前によく点検をお願いします。点検の不備や誤った使用方法は、発煙・発火事故が起こる原因にもなります。少しでもおかしいと思ったら、使用を中止し、電源プラグを抜いてください。再使用の際は、必ず販売店やメーカーに相談してください。
- 次のような症状はありませんか
- スイッチを入れてもファンが回らない
 - ファンが回っても異常に回転が遅かったり不規則
 - 回転するときに異常な音がする
 - モーター部分が異常に熱かったり、焦げくさい臭いがする



全自動洗濯機・二槽式洗濯機をご使用の皆様へ

- 洗濯・脱水槽が完全に止まる前に洗濯物を取り出そうとして、衣類が指にからまり、大けがをする事故が発生しています。事故防止のために、確実に停止してから洗濯物を取り出してください。
- こんな時は故障のおそれがあり危険です
- 脱水途中にふたを開けても、15秒以内に洗濯・脱水槽が止まらない
 - ふたロックが解除されたり、脱水終了音が鳴っても、洗濯・脱水槽が止まらない
 - 〇一般社団法人 日本電機工業会 ☎03 - 3556 - 5887

公民館の夏季休館

休館期間中、公民館利用申込みの受付はありませんのでご注意ください。

施設名	休館期間	電話番号
物集女公民館	8月13日(水)～16日(土)	☎921 - 0048
森本公民館	8月13日(水)～16日(土)	☎931 - 1183
鶏冠井公民館	8月12日(火)～16日(土)	☎921 - 0063
上植野公民館	8月13日(水)～16日(土)	☎921 - 0012

広報板はマナーを守ってご利用ください

市内76か所に設置している広報板は、市民の皆様が主催する催しなどの案内にご利用いただいています。

近頃、未届けでの利用や掲示期間を過ぎても撤去されていない掲示物が見受けられます。ご利用を希望される場合は、必ず「向日市広報板利用届」にご記入の上、掲示物を添えて秘書広報課(内線240)までお申込みください。

掲示可能期間はおおむね1か月以内です。掲示・撤去は利用者で行ってください。また、掲示用の磁石は、譲り合ってください。※未届けの掲示物は撤去しますのでご了承ください。

向日ふるさと音頭指導員の派遣

夏まつりや盆踊りを盛り上げる「向日ふるさと音頭」の指導員を、市内の自治会や子ども会などを対象に派遣しています。派遣希望日の1週間前までにお申込みください。



☎秘書広報課(内線295)

放送大学 平成26年度第2学期学生募集

平成26年度第2学期(10月入学)の学生を募集します。放送大学はテレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学で、心理学、福祉、経済、歴史、文学、自然科学など幅広い分野を学べます。

●出願期間/8月31日(日)まで

※資料が必要な方は、放送大学 京都学習センター(〒600 - 8216 京都市下京区西洞院通塩小路下るキャンパスプラザ京都3階、☎371 - 3001)へ請求してください。放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp/>)でも受け付けています。

税関では、お預かりしている通貨・証券などをお返ししています

●対象

- 終戦後、外地から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券など
 - 外地の総領事館や日本人自治会などに預けられ、のちに日本に返還された通貨・証券など
- 心当たりの方は、大阪税関 京都税関支署(〒606 - 8395 京都市左京区丸太町通川端東入ル丸太町34 - 12 京都第2地方合同庁舎内、☎761 - 1296)へお問い合わせください。ご本人だけでなく、ご家族の方も問い合わせや返還請求をすることができます。

詳しくは、大阪税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/osaka/>)をご覧ください。

「声の広報」が必要な方はご連絡を

市は、「広報むこう」(毎月1日と15日発行)の内容をカセットテープに吹き込んだ「声の広報」を配布しています。

目の不自由な方など「声の広報」を必要とされている方がおられましたら、秘書広報課(内線240)へお知らせください。

※「声の広報」は、朗読ボランティア「ともしび」の皆様によって作成されています。

京都府長岡京記念文化会館公演

第7回長岡京音楽祭

～地域における舞台芸術振興・次世代体験事業～

長岡京夏のクラシックコンサート'14

- 指揮/阪哲朗
- ピアノ/岡本麻子
- 演奏/アンサンブル神戸
- プログラム
プロコフィエフ
「ピアノ協奏曲第3番」
チャイコフスキー
「交響曲第4番へ短調」



8月2日(土) 午後2時開演(1時30分開場)

【入場料】全席自由席

大人3,000円(当日3,500円)

大学生以下2,000円(当日2,500円)

※未就学児童のご入場はご遠慮ください。

☎京都府長岡京記念文化会館 ☎955 - 5711

市民の情報掲示板



市民の皆様などから寄せられた情報を掲載しています。参加費などの記載がないものは無料です。詳細は各問い合わせ先にお尋ねください。

※掲載については秘書広報課(内線240)へお問い合わせください。



まちの話題

府消防操法大会を前に向日市消防団が連日訓練に励む



8月3日(日)に丹波自然運動公園で開催される第23回京都府消防操法大会に備え、向日市消防団が連日訓練に励んでいます。

出場選手は、各分団から選出された代表で編成されています。

出場選手(写真左から)/指揮者 本田純班長(第4分団)、1番員 清水達也副分団長(第5分団)、2番員 小寺祐太郎団員(第3分団)、3番員 齋藤幸伸団員(第1分団)、4番員 山口義和団員(第6分団)、補助員 岡田弘毅団員(第2分団)

ご覧ください

向日市消防団ホームページ

向日市消防団のホームページ(<http://www.vfc-muko.org/>)を開設しました。

活動を通して、市民の安心・安全なまちづくりに貢献できるよう日々奮闘している消防団を紹介します。ぜひ、ご覧ください。

ホームページのアクセスは検索画面で

向日市消防団 検索 を入力してクリック

☎向日消防署 ☎934 - 0119

社会の一員になるために日本公衆電話会が手帳寄贈



公益財団法人 日本公衆電話会は6月24日、市内の小学5年生を対象に「ぼくも、わたしも社会の一員 子ども手帳」を贈りました。寄贈は昨年に続き2回目です。子ども手帳は、事故から自らの身を守るための方法やインターネット使用上のマナーなどが掲載されています。

同会京都支部・京都分会の上田行男副分会長は「夏休み前に、家庭や学校で読んでほしい」と述べ、手帳を手渡しました。

市内の小学5年生を代表して手帳を受け取った第2向陽小学校の児童は「この手帳を読んで、自分のことは自分で守るようにし、社会のルールを守れるよい大人になりたい」と話しました。

※「ぼくも、わたしも社会の一員 子ども手帳」

社会の一員としてルールやマナーを守り、思いやりの気持ちを持って行動することが大切であることを掲載。「事故を起こさないこと」「事件・犯罪から身を守ること」「災害(地震・火事・台風)から身を守ること」「みんなで支えあうこと」「インターネットを正しく使うこと」「エコを心がけること」の6部構成。

スポーツ フレンドシップ協定連載 ハンナリーズ編

歩行のためのエクササイズ 北川トレーナーの健康づくりコラム②

第2回は「歩くこと」を強化する歩行のためのエクササイズを紹介します。

■Nose to Wall (ノーズトゥウォール) エクササイズ■
歩行を強化するために必要な筋肉や動きはたくさんあります。特に太ももの前の筋肉を鍛えるのが大事と一般的によく言われますが、実は体の後ろの部分の筋肉を鍛えることが、歩行する上でとても大事になります。今回紹介するエクササイズは、足の裏から、ふくらはぎ、太ももの後面、そして動きを作るうえで一番大事なお尻の筋肉を鍛えるエクササイズです。

①壁に正対し、つま先を壁から約30～50cm離して片足立ちになります。浮いている足は、常に着いている足より前に位置させることが重要です。



②①の姿勢を維持しながら、鼻を壁に近づけるように体を動かします。ここでの注意点は決してお尻がスタートの時点より後ろに移動しないことが重要です。お尻の位置を維持しながら上半身だけが前方に移動するイメージです。



③鼻が壁に近づいたら、ゆっくり①の姿勢へ戻ります。この動きの繰り返しを、30～60秒繰り返し、これを左右両足で行います。



京都ハンナリーズでも、動きの基礎を作るために行っているエクササイズです。皆さんも一度試してみてください。正しい動きができていないと、着いている側(写真では右側)のお尻がとても疲れます。



(北川雄一・京都ハンナリーズ
アスレティックトレーナー)

開校中 京都ハンナリーズ バスケットボールスクール

●日時/月曜日(毎月3回開催)

○キッズクラス

(小学1～3年生)

午後6時～7時20分

○ジュニアクラス

(小学4～6年生)

午後7時25分～8時45分

●場所/市民体育館

※詳しくは公益財団法人 向日市スポーツ文化協会(☎932 - 5011)へお問い合わせください。



お問い合わせ 京都ハンナリーズ ☎050 - 5533 - 5588.FAX671 - 2221

消費生活トラブルにご用心



サクラサイトに ご注意を

相談事例

①「メールで相談に乗ってくれたら報酬を支払う」
②「私の遺産を受け取ってほしい」
などのメールが届き、何度かメール交換を続けているうちに高額なポイント代金を支払ったが、相手はいつになってもお金をくれない。どうすればよいか。

アドバイス

多くの場合、メールの相手は、芸能人や資産家などさまざまな人物になりすました、いわゆるサクラです。「相談に乗ってあげたい」「内職をしたい」など消費者のさまざまな気持ちに付け込んで有料サイトへ誘導します。サイトを利用するには、サイト業者へ利用料の支払いが必要で、利用料は、メールを送る・読むなどの操作ごとに課金される(主にポイントを購入する)仕組みです。サイトへの登録や一定期間の利用が無料であっても、途中から有料となるサイトが多くみられます。

相手は絶えず連絡を取ってきて、メール交換をすることに抵抗感がなくなった頃に有料ポイントを購入しないと「報酬を支払えなくなる」「ポイント代金は後で支払う」などと言い、不安をあおります。消費者は報酬をもらうまでと必死にメール交換(ポイント購入)を続け、いつのまにか高額なポイント代金の請求だけが残ってしまいます。

多くのサイトは現金払いやクレジットカード、電子マネー、コンビニ決済など複数の決済方法を提供し、簡単に支払うことができます。このことが被害の多発化・高額化にもつながっています。

トラブルを避けるために、発信者の身元がわからないメールなどには、絶対に返信してはいけません。また、やり取りの内容や相手の身元が本当かどうか確認できないのに、将来得られるという収入を前提とした支払いは避けてください。

トラブルに遭われたら、消費生活相談室までご相談ください。

■一人で悩まず消費生活相談へ■

●相談日時/いずれも祝日、振替休日を除きます。

○毎週月・水曜日、午前9時～正午、午後1時～4時

○毎週火・木・金曜日、午後1時～4時

●相談場所/相談室1(市役所本館1階)

☎消費生活相談専用電話 ☎931 - 8168

■土・日曜日、祝日、振替休日の消費生活電話相談■

緊急を要するクーリング・オフや架空請求などに対する助言を行っています。

(京都府・京都市の共同事業)

●相談日時/土・日曜日、祝日、振替休日、午前10時～午後4時(年末年始を除く)

☎257 - 9002(電話相談のみ)

お問い合わせ 防災安全課(内線235)

安全運転で 快適自転車ライフ ～自転車安全利用五則を守りましょう～

車道は左側を通行

自転車は車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。

道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。



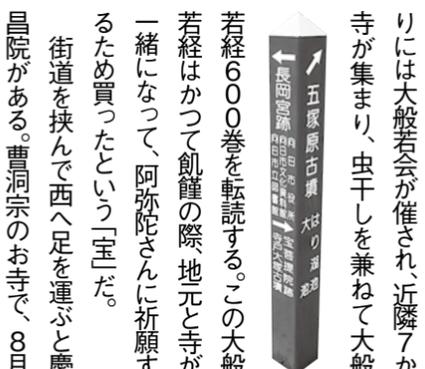
お問い合わせ 防災安全課(内線232)



少し行くと垣内交差点。その角

ちよつと見ることが出来る。

少し行くと垣内交差点。その角



膨った衣を着せるといふまれな技

法で作られている。7月の土用の入

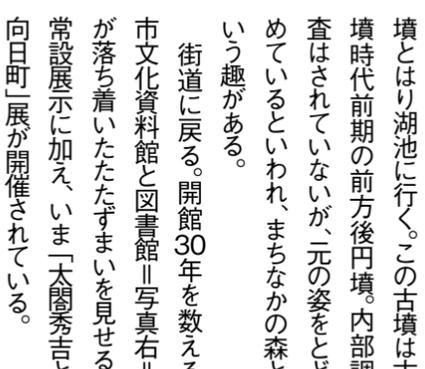
りには大般若会が催され、近隣7か

寺が集まり、虫干しを兼ねて大般若

会が行われる。

若経600巻を転読する。この大般若

会では、大般若会が催され、近隣7か



慶昌院から戻り向日神社の御旅

所を南へ。標識に従うと、五塚原古

墳とはり湖池に行く。この古墳は古

墳時代前期の前方後円墳。内部調

査はされていないが、元の姿をとど

めているといわれ、まちなかの森と

いう趣がある。

街道に戻る。開館30年を数える

市文化資料館と図書館II写真II

が落ち着いたたすまいを見せる。

常設展示に加え、いま「太閤秀吉と

向日町」展が開催されている。

常設展示に加え、いま「太閤秀吉と